

社会福祉法人 すみれ福祉会

美浦保育園

施設の運営についての重要事項  
に関する規程（兼運営規程）

# 美浦保育園 施設の運営についての

## 重要事項に関する規程（兼運営規程）

### 第1章 総 則

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人すみれ福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 美浦保育園

所在地 沖縄市桃原 3-15-22 沖縄市桃原 3-15-15

(施設の目的及び運営方針)

第2条 美浦保育園（「以下当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 当園は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。

5 「当園」は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日 条例第89号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

### 第2章 認可定員・利用定員等

(認可定員・利用定員)

第3条 当園の認可定員は85人とする。

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 48人

(2) 法第19条第1項3号の子ども（保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 28人

(3) 3号認定の子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

単位：人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
9	12	16	16	32	85

- 2 前項に関わらず、沖縄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第22条においては、上記定員を超えて受け入れができるものとする。

### 第3章 提供する保育等の内容

(提供する保育等の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う

- (1) 特定教育・保育(第11条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ)
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 障害児保育事業
- (7) その他保育に係る行事等

### 第4章 職 員

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受入状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1) 園長 美浦保育園

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

- (2) 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

- (3) 副主任保育士 1名

副主任保育士は、園長、主任の補佐をしつつ、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保育士の育成業務を行う。また保育現場の現状をマネジメントと保育現場の両面から把握し改善の提案を行う。

(4) 専門リーダー保育士 (1名)

主任保育士の業務を補佐しつつ、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡、保育士の育成業務を行う。また、保育現場の現状と課題について把握し、改善の提案を行う。

(5) 副専門リーダー (2名)

副主任や専門リーダーの業務を補佐しつつ、その計画、立案、実施、記録及び家庭連絡、保育士の育成などの業務を行う。

(6) 職務分野別リーダー保育士 (3名)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。役職の業務内容を理解し、保育士としての資質向上を図る。

(7) 保育士 12 名

保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(8) 調理員 2名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する

(9) 事務員 1名

事務員は経理事務、労務事務に従事し、園の円滑な運営のため園長を補佐する。

(10) 用務員・保育補助 1名

用務員は園の環境整備、安全対策に関する業務を行う。

(11) 囖託医は、児童の健康管理に関する業務を行う。

(職務の心得)

第7条 職員はこの規程及びこれに付随する諸規程を守り、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(職員相互の連携)

第8条 法人の事務所及び保育園従事職員は、連携を密にして社会福祉法人としての機能の発揮に努めるものとする。

## 第4章 児童の処遇

### (平等の原則)

第9条 当園は、利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は施設利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしない。

### (保育を提供する日)

第10条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日にに関する法律、に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）及び沖縄慰靈の日（6月23日）を除く。

### (保育を提供する時間)

第11条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

#### 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7：30～18：30までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

#### 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

① 8：00～16：00までの範囲内で、保護者が必要とする時間とする。

② 9：00～17：00までの範囲内で、保護者が必要とする時間とする。

#### (延長保育事業)

第12条 当園は、それぞれ平常の保育時間を越えて保育が必要な場合には下記により延長保育を行う。

標準認定子ども・・・18：30～19：00 0.5時間

短時間認定子ども・・・①7：30～8：00 0.5時間 16：00～19：00 3時間

③ 7：30～9：00 1.5時間 17：00～19：00 2時間

※土曜日の延長保育はありません。

### (登降園)

第13条 登降園については原則として、保護者が付き添うものとする。

### (欠席)

第14条 利用乳幼児が欠席するときは、前日または当日午前9時までに園へ口頭又は文書で届け出るものとする。

### (休園)

第15条 利用乳幼児又は利用入所児の同居家族に感染症が発生し、他の利用乳幼児に感染するおそれがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

### (保護者との連絡)

第16条 当園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力得るものとする。

(秘密の保持)

第17条 当園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する秘密事項については、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、施設利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た入所児またはその家族に関する個人情報について秘匿しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらを秘匿するものとする。

(苦情対応)

第18条 保護者は提供されたサービス等について苦情を申し出ることができる。苦情対応については、別途苦情対応規程において詳細に定める。

(利用者負担その他の費用の種類)

第19条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準表額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講ずるものとする。

3 重要事項説明書を提示し、説明したうえで別紙1にある保育に必要で園児が個人の所有物として使用する物品等、特定教育・保育の提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いは保護者が負担する。

ア 延長保育の料金は、30分の利用 150円、30分延長するごとに 150円の追加料金とする。

イ 3歳以上児の給食費

対象児（非課税世帯を除く）は毎月1人5000円を徴収します。

(利用の開始に関する事項)

第20条 当園に入園するときは、沖縄市との利用調整を行わなければならない。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては（当園に入園する際には）、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用する子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

3 個人情報は当園では園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため必要な範囲の目的に利用いたします。

当園では取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないよう適切に管理・保護いたします・ただし下記の場合は必要最少限の範囲で開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医等、保育園運営に必要な業務委託先に個人状況を提供する場合
- ・園での生活の中の写真の撮影や園内での張り出し承認
- ・イベントへの参加、マスコミ等の取材の際の写真撮影、使用の承認
- ・実習生、職場体験、インターシップなどの学生の受け入れの際、学校での体験学習発表等の写真撮影を載せる場合の承認
- ・保護者が園児の行事・イベント等の写真撮影の際、本人や保育園の了解がない場合、第三者等への公開並びに複製の配布を行わないこと
- ・私的ホームページやブログ等（SNS）媒体への掲載や提供などは原則できません

(利用の終了に関する事項)

第21条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 利用乳児の保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第22条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児の病状の急変、他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または、利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、沖縄市、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処理について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。
- 4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第5章 非常災害対等 対策

### (非常災害対策)

第23条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成することとする。

- 2 当園は、計画等に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めるものとする。
- 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しとを行うこととする。

### (虐待の防止の為の措置)

第24条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、利用乳幼児に対し、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条及び第13条の規定により、以下のような身体的苦痛を与える、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 段る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為。
- (3) 廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要とされる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 亂暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用乳幼児を無視すること。

2 職員は、利用乳幼児の虐待が少しでも疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとする。

## 第6章 記録の整備

第25条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての記録
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 沖縄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月23日 沖縄市条例 23号）第19条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処理についての記録

## 第7章 雜 則

(改 正)

第26条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人すみれ福祉会理事会の議決を経るものとする。

附 則 この規則は、平成27年10月1日より施行する。

この規程は平成30年2月23日から改定施行する。

この規程は平成31年4月1日から改定施行する。

この規程は令和元年10月1日から改定施行する。

この規程は令和3年4月1日から改定施行する。